平成２２年（フ）第８４９号
静岡市葵区昭府２丁目30番28―１号　森下方
債務者　樋口　　司
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４号
島根県邑智郡邑南町矢上5776番地10
債務者　坂根　益子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１５８０号
宮城県塩竈市港町２丁目17番15号
破産者　株式会社食道園
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
埼玉県比企郡川島町吹塚813番地
破産者　株式会社光彩
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４１８号
埼玉県川越市大字今福1931番地５
破産者　有限会社スリークレスト
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７６７号
東京都千代田区丸の内１丁目１番３号　ＡＩＧビルＢ１
破産者　株式会社ハートエイド
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７６８号
富山県高岡市柴野内島107、住民票上の住所東京都新宿区西新宿６丁目20―７―912
破産者　島田　美帆
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７９１号
東京都豊島区北大塚１丁目33―24―401
破産者　若杉　譲二
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０５号
東京都三鷹市深大寺２丁目24番１号
破産者　株式会社シルバー印刷
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６０６号
東京都三鷹市井口４丁目７番10号サンハイツＭＡＫｉ201
破産者　池田　雅志
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６０９号
東京都町田市野津田町1382番地４
破産者　長岡　庄次
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２９号
東京都八王子市楢原町478番地
破産者　有限会社学館ゼミナール予備校
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３０号
東京都八王子市長沼町754番地エステートピア菱山101号
破産者　實島　伸介
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０８８号
東京都町田市野津田町1382番地４
破産者　北斗電子有限会社
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３９号
富山県魚津市東蔵287番地の２
破産者　株式会社大江組
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２４５号
金沢市諸江町下丁215番地２、従前の住所金沢市諸江町下丁92番地１
破産者　株式会社ジェイ・ディ・ソリューション
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
岐阜県土岐市肥田町肥田1464―４、開始決定時の住所岐阜県土岐市肥田町肥田1571番地の１
破産者　加藤　　稔
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１２１号
岐阜県多治見市星ケ台３丁目10番地の49
破産者　富田　美幸
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１３６号
岐阜県多治見市虎渓山町４丁目１番地の46、開始決定時の住所岐阜県多治見市根本町２丁目74番地の３
破産者　岩田　典正
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２４２１号
愛知県春日井市鳥居松町６丁目50番地
破産者　有限会社スタジオ
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部